

●香川県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木牟礼線（38号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字井上字池上2295番1 地先から 木田郡三木町大字井上字池上2283番1 地先まで	15.5～22.8	49	平成27年香川県告示第 216号で変更した区域 の一部
木田郡三木町大字井上字池上2281番2 地先から 木田郡三木町大字井上字池上2281番1 地先まで	15.1～18.6	38	
木田郡三木町大字井上字池上2272番1 地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	15.8～18.0	35	
木田郡三木町大字井上字立石4025番1 地先から 木田郡三木町大字井上字立石3989番2 地先まで	15.2～15.7	11	

- 4 供用開始の期日 令和3年3月30日